

議案第9号

新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年新座市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（保育所等との連携）</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、<u>第8条の3第2項</u>、第15条から第18条まで及び附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われるとともに、当該家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号及び第4項第1号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>（家庭的保育事業者等と非常災害対策）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>（安全計画の策定等）</p> <p><u>第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における</u></p>	<p>（保育所等との連携）</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条から第18条まで及び附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われるとともに、当該家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号及び第4項第1号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>（家庭的保育事業者等と非常災害対策）</p> <p>第8条 [略]</p>

安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 家庭的保育事業者等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ、家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

第14条 削除

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 家庭的保育事業者等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ、家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、法第47条第3項の規定によりその

利用乳幼児の福祉のために必要な懲戒に関する措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)
第15条 [略]
2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならぬ。

3～5 [略]

(職員)
第30条 [略]
2 [略]
3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師のうち、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(職員)
第32条 [略]
2 [略]
3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師のうち、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)
第45条 [略]
2 [略]
3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師のうち、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)
第48条 [略]
2 [略]
3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師のうち、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(衛生管理等)
第15条 [略]
2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3～5 [略]

(職員)
第30条 [略]
2 [略]
3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師のうち、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(職員)
第32条 [略]
2 [略]
3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師のうち、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)
第45条 [略]
2 [略]
3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師のうち、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)
第48条 [略]
2 [略]
3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師のうち、1人に限り、保育士とみなすことができる。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第14条、第30条第3項、第32条第3項、第45条第3項及び第48条第3項の改正規定は、

公布の日から施行する。

- 2 改正後の新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

令和5年2月20日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。